

## 更正保護施設入所少年の処遇モデル

塩野敬祐

(2002年10月31日受理)

【キーワード】 家庭崩壊, 要保護性, 要養護性, 福祉的・教育的処遇  
処遇連携, 個別処遇計画

### はじめに

27年前、筆者は法学部に在籍し刑事政策を学んだ。そこで、犯罪者や非行少年の社会内処遇の展開とそこで用いられる福祉的・教育的な処遇に興味を抱き、以来、ボランティアとして、大学院の実習生として、嘱託職員として、さらには、研究者としてその処遇の実態をみてきた。

当初の問題意識は、保護観察官のケースロードの多さ等によって十分な処遇が実践されていないという実態であった。ある研究によれば、社会内処遇における問題点は、(1) 保護司の高齢化による対象少年との世代のギャップ、(2) 保護観察官および保護観察所の数が不足しているため、保護観察制度の中心となるべき科学的専門性ないしは、本来の意味でのケースワーク機能の充足が相当困難な状況にあること、の二点に整理されていた<sup>1)</sup>。

残念ながら、30年を経た今日においても多少の改善はあったものの、依然同じ実態を指摘しなければならない。さらに、更正保護施設（平成8年4月に更正保護事業法が施行されるまでは更正保護会と称されてきた）において嘱託職員として社会内処遇の末端を担うようになってからは、施設運営上の制約や処遇基準の未確立などが相俟って本来の福祉的・教育的処遇を困難にしている現場について問題意識をもつようになった。

更正保護施設は、更正保護事業法に基づいて、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人などの民間団体によって設置・運営されており、都道府県所在の法務省の出先機関である保護観察所がその指導にあっている。そこでは、犯罪や非行を犯し刑務所や少年院に入獄・入院し、一定期間を経て仮出獄・仮退院することが許される可能性をもちながら頼るべき家族・縁故者がいないため社会にできない人などを引き受け、自立更正の支援をおこなっている。

その更生保護施設入所少年の場合は、仮退院するために引き受けるべき家族・家庭

を持っていない者たちであり、非行の原因もその家庭にあったとみられるケースが大半であった<sup>2)</sup>。

そのように家庭に恵まれない少年たちであればあるほど、福祉的・教育的処遇が必要とされるのは明らかである。しかし、実態は、処遇に関して実証的なモデルが不在で、事例研究の積み上げによる科学的な研究も進まず、保護観察事業に固有の処遇理論が形成されてはいない。

この更生保護施設で今日まで十年以上、ジレンマを抱えながら一介の嘱託職員として、ささやかな福祉的処遇の実践をするにとどまっていた。しかし、平成13年度からの「更正保護施設入所少年等に対する処遇連携に関する調査研究事業」(本稿では、以下この研究事業を当該研究と略す)に携わることができ、長年の問題意識であった、保護観察少年の処遇モデルづくりに着手することになった。

筆者は、まず社会福祉の理念や方法を用いて処遇構造をモデル化し、保護監察官、保護司、更生保護施設職員に伝達可能な共通の技法群を定立させる試みを始めた<sup>3)</sup>。本稿では、更生保護施設入所少年のニーズを明らかにし、そのニーズを充たす援助の体系を示すことを目的としたい。

## 1. 更生保護施設入所少年のニーズ

### (1) 更生保護施設の利用者

#### イ、主な保護観察対象者

一号観察…家庭裁判所の決定により保護観察処分に付された者に対する保護観察の略称。20歳に達するまで。ただし、20歳に達するまでに2年に満たないときは2年とされている。一般遵守事項のほかに個別に遵守事項を定めている。

二号観察…少年院からの仮退院者に対する保護観察をいう。その期間は、20歳に達するまでであるが、場合によって20歳を越えることもある。遵守事項を守らなければならない。

三号観察…仮出獄の者に対する保護観察のこと。無期刑の場合は終身だが、それ以外は、満期に到る残余期間のみ。遵守事項あり。少年の場合は、少年刑務所の仮出獄となる。

#### ロ、試験観察対象者

家庭裁判所の審理過程において、少年を試験的に帰宅あるいは補導委託して、生活態度、行動傾向などを観察し、家庭裁判所調査官や受託者の指導や調整活動を終局決定の留保という心理的強制のなかに展開させられる者。

### (2) 更生保護施設入所少年の実態調査によるニーズ把握

更正保護施設入所少年についてのデータベースは存在せず、また、その実態に関

する研究もわずかである。本稿では、三つの実態調査を紹介し、それによって明らかにされた少年たちのニーズについて記述したい。

A. 筆者は、以前、少年専用のある更生保護施設の入所者について2年間にわたりその生育歴を調べたことがある<sup>4)</sup>。

その際に利用した資料は以下の3つである。

- ・少年院作成の身上調査書
- ・家庭裁判所作成の補導委託書
- ・保護観察所作成の保護観察事件調査票

それらの資料を駆使して、個々の入所者の現在を形作った生育歴を丹念に拾い集め、全体の実態を把握することができた。その内容の要約を次に示す。

イ、15歳までに片親ないし両親が欠損したケースは80%を越えていた。

ロ、0歳～4歳未満に実父母に欠損が生じたケースは、50%前後であった。

ハ、更生保護施設入所当時の家族状況で、実父母の揃ったケースは10数%にすぎなかった。

ニ、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等）に入所した経験をもつケースは50%を越えていた。

B. 平成13年度からの当該研究において、二つの少年専用施設から、平成12年度入所少年の成育歴等の調査資料が提出された。そのうちのひとつA園は、すべてのケース（21ケース）を分析し、以下の結論を述べている。

「ほとんどの少年が両親離婚などの崩壊家庭に育ち、その中から犯罪非行に陥っている。その共通した性格として抜き差しならないほどの人間不信感が根底に横たわっている。（敬和園主幹馬場勤氏）

C. 当該研究における、もうひとつの施設B園における実態調査は、すべてのケース（61ケース）について詳細なリストを作成した。その中の項目「保護者の姿勢など特記事項」をみると、離婚や死別による家庭生活の不安定が生活歴に多くみられ、B園入所時に実父母の揃っているケースはわずか21%であった。

以上の三つの実態調査によって、彼ら入所少年は、更生保護という分野での「要保護性」に加えて、高い「要養護性」をもった者たちであることを確認した。特に、乳児期および幼児期前期に両親の不和、家庭内情緒不安定、実親との離別を経験しており、十分な母子相互作用が与えられなかった可能性が高い。

乳幼児期の発達課題である「基本的信頼」の獲得に失敗した者がその後発達障害等の悪影響をこうむることはE. エリクソン (Erikson, Erik) が明らかにしている。すなわち、そうした子どもたちは、外界、親、大人に対する不信ばかりでなく、自分をさえ信頼できなくなってしまう。また、J.M. ボウルビー (Bowlby, J) らの乳幼児期のマターナル・ディプリベーション (母性的保育の喪失) に関する報告は、児童福祉

施設において社会的養護を受けてきた者が、養護職員の連続性を欠く接触によりその情緒的安定感・所属感を脅かされる可能性を指摘したのである。こうした理論を実証するかのように更正保護施設入所少年は行動し、自分を語るの<sup>5)</sup>。

### (3) 要保護性と要養護性

上記実態調査および筆者の経験から、従来の更生保護施設における要保護性と、今後充実させるべき福祉的・教育的処遇を実施する場合の要養護性について、以下のよう<sup>6)</sup>に整理する。

#### A. 要保護性 (犯罪者予防更生法の規定に従来からあったもの)

- ・ 応急の救護、援護
- ・ 更正緊急保護

#### B. 要養護性

- a. 健全な生活を営む動機づけの欠如 (就労意欲等)
- b. 生活技能の欠如 (対人関係能力、基本的生活習慣、社会経験・知識等の問題)
- c. 社会資源の欠如 (家族関係、退会後の問題)
- d. 発達障害 (パーソナリティの深奥の問題)
- e. 接近困難 (権威主義的パーソナリティへの拒否)
- f. 集団生活におけるマイナス要因 (悪風感染、いじめなど)

## 2. 更生保護制度の枠組みと社会福祉学の枠組みにおける理念

更生保護施設における入所少年の処遇構造を分析するとき、その構造を内包する更正保護制度や少年法などの上位システムに位置づけ、システムのゴールを明確化する必要がある。それが、更生保護制度の枠組みにおける価値前提となる。

一方、社会福祉学の立場から、要養護性をもった児童に対する援助という視点に立って、同じくゴールを設定しなければならない。つまり、社会福祉の理念あるいは原理を価値前提とするわけである。

前者については、少年法、更生保護事業法、犯罪者予防更生法などの法律的な視点から検討し、後者については、児童福祉の範疇に属する養護原理という視点から検討することにする。下記の記述で明らかであるが、従来、両者の理念に一致する点が多く、共通のゴールを設定する可能性はあった。しかし、更正保護制度において、福祉的・教育的処遇に対する国の委託は法制化されておらず、更生保護施設の財政面から大きな制約があった。

ところが、そうした更生保護法制の問題点を是正する更生保護事業法等の一部を改正する法律案が平成14年2月の閣議決定を経て、第154回国会に提出された。そして平成14年6月改正法が施行された。

## (1) 法律的な視点

### ①戦後の少年法と犯罪者予防更生法の理念

昭和23年に少年法が改正され、さらに翌年戦前の「司法保護事業法」が「犯罪者予防更生法」として生まれ変わった。こうした流れは、少年保護の歴史が戦前の「保護主義」から「福祉主義」の時代に移ったものと言われている<sup>6)</sup>。

「少年法」に明文化されたものを例示する。

(第1条) ・少年の健全育成

・非行少年に対する性格の矯正及び環境調整

また、「犯罪者予防更生法」から人権尊重を趣旨とする条文の主なものを列挙する<sup>7)</sup>。

(第1条) 個人及び公共の福祉の増進

(第2条) 個別処遇の原則

(第34条) 被観察者に対する指導はいわば生活規範としての遵守事項を履行させる範囲にとどめたこと。及び、ケースワーク理論でいう自己決定の原則を前提していること

### ②更生保護事業法等の一部改正

平成14年の法改正によって、福祉的・教育的処遇に対する国の委託が開始されることとなる。これは、非行少年の増加や親の監護能力の低下により対人関係上の問題や社会適応の問題をかかえる少年の増加が背景にあり、彼らの社会復帰と改善更生のため更生保護施設の処遇機能を一層充実させる必要が高まったためである。平成12年に成立した少年法の一部を改正する法律に関する衆議院法務委員会附帯決議においても、その旨の指摘がなされていた。

「少年法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第142号)における附帯決議  
『政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。』

五 少年の健全育成及び非行防止のための施策並びに非行少年の更生保護など社会復帰のための施策を充実・強化すること。」

さて、更生保護事業法等の法改正の概要は以下のとおりである。

- イ、更生保護施設における保護内容の充実を図るため、広く社会適応を促すための積極的処遇をも更生保護施設において行い得ることとともに、更生保護施設における処遇の基準を新設すること。(更生保護事業法)
- ロ、更生保護施設に対する委託内容を見直し、従来の宿所及び食事の提供等に加えて、広く社会適応を促すための積極的な処遇をも更生保護施設に委託できるようにすること。(犯罪者予防更生法)
- ハ、少年院満期退院者や労役場出所者等の社会復帰を促進するため、これらの者を委託対象に含めること。(犯罪者予防更生法)

### ③少年保護の法理

少年保護の法理から福祉的・教育的処遇を導き出すこともできる。これは、福祉政策と刑事政策と二つの視点からその由来を考えるものである。まず、前者について刑事政策学の沢登俊雄が次のように論じている。「国家が非行少年に対して加える処遇が、福祉政策の一環であることを明らかにするものとして『国親思想』とか『愛の法律』といった考え方がある」。ここに言う『国親思想』をわが国の法律の中で説明すると以下の通りである。わが国の民法802条が「親は未成熟の子に対して、その子が健全に成育するのに必要な物質的・精神的なあらゆる援助を与えなければならない」としているが、その保護者による義務が全面的あるいは部分的に履行されない場合、国家が代わってその義務を履行するという思想のことである。また、『愛の法律』という場合の「愛」とは、親子の固有の人間関係の中にあるものであり、その機能は、「子を一人前に育て上げるためにはどのような援助を与えることが最も適切かを正確に理解し、その理解に従って着実に援助を加えていく」<sup>8)</sup> 働きをするものと理解される。すなわち、国家が親に代わって同様のことを実践するのであれば、「少年に対する正確な人格調査と、それに基づく適切な処遇の実践」をすることが期待されているわけである。こうした思想は、児童尊重の市民意識の流れの中で出現したものと考えられる。

後者について、沢登は、「犯罪者の中でも、刑罰による改善効果がとりわけ期待しがたいのが、常習犯罪者と犯罪少年である。その上彼らには、刑罰の威嚇力による一般予防効果もほとんど期待できない。(中略) 犯罪少年においては、一般的に言ってその人格は完成途上にあって極めて流動的であり、その悪性も根の深いものではない。従って少年の場合は(中略) 改善の可能性が大きいのであるが、他方その人格が充分固定していないだけに傷つけられやすいという特性をもっている」という判断が、刑事学の進歩によってなされているという。こうして、社会的制裁としての要素を完全に払拭した福祉的・教育的処遇が要求されるようになった。そして、現行少年法に現れている少年保護の理念、具体的には保護処分が刑事政策の枠組みに登場するのである。

#### ④更生保護事業における処遇及び設備の基準並びに幹部職員の資格又は経験に関する規則

より具体的な法規の中から、直接的な処遇の枠組みが示されている。

- イ、被保護者を個人として尊重し、常に公平を旨とし、ひとしく友愛の情を尽くすこと
- ロ、常に懇切で誠意ある態度をもって被保護者に接し、その信頼を得て隔意のない相談を受けること
- ハ、被保護者に自助の責任の自覚を促すよう適切にこれを補導すること
- ニ、常に被保護者の心身の状態、環境の推移等を把握し、本人の状況に応じた適切な保護を実施すること

## (2) 養護原理の視点

### ①エンパワーメント、エンリッチメント

エンパワーメントとは、「パワーの増強」という意味であり、虐げられた人々が人間性を回復するとか、眠っていた潜在的な力を引き出すとか、社会を自ら変革するパワーを身に着けるなどの含意で用いられている。また、エンリッチメントとは、人を変化させようというより人の内部の豊かな面をあるがままに評価することによってその人の自己肯定感を強めたりすることである。

### ②発達保障

J.ピアジェ (Piaget, Jean) による認知的発達理論やR.J.ハヴィガースト (Havighurst, R.J.) らの乳児期から老年期に到る発達課題の研究などは、年代に応じた人間関係のあり方や教育目標の立て方を示唆するものであり、同時にその教育的な適齢期にその課題の達成に失敗した者に対しては、その治療や再教育の道を指し示すものであった。

### ③自己実現

カウンセリング理論におけるクライエント・センタード・セラピー (来談者中心療法) を確立したC.R.ロジャース (Rogers, Carl Ransom) は、クライエントの中に、困難に直面している人が与えられた状況や与えられた課題に対して、自ら適応し、自ら解決しようとする成長動機を秘めていることを臨床経験の中で発見した。それを自己実現と呼び、援助者はそれを尊重して、側面的な支援に徹することが大切であることを主張した。自己決定の原則はここから引き出すことができる。

また、A.H.マズロー (Maslow, A.H.) のヒューマン・ニーズの階層理論において、誰もが自尊欲求や自己実現欲求と呼べるような成長欲求を明示した。つまり、人間は生きがいを求め、「真、善、美」といった価値を追求するものであり、単に生理的欲求、安全欲求、愛情欲求などが満たされるだけで充足するものでなく、社会で何かを達成し、承認され、価値を実現することを求めるものであるとする。

### ③個別化の原理

利用者本位のサービス提供が図られるためには、一人一人のニーズを的確に把握し、それに基づいて個別援助計画が立てられるべきである。

児童福祉法の1998年の改正に伴って出された厚生省通知では、個々の児童の自立支援計画策定については、児童相談所と児童養護施設等が連携して行うことを今後の課題としている。

### ④社会復帰の原理

社会復帰後に基本的な生活習慣ができていないと苦労したり、上手な対人関係が営めないと職場で苦労したりといった、退所後の少年たちのことを考えて、在所中の生活指導や生活技能訓練などが実施されることが望まれる。

### ⑤家族関係の調整の原理

家族の機能低下が叫ばれる社会状況の中で、特に家庭崩壊の下で育った少年たち

を援助するのであるから、家族関係の支援は困難な課題である。しかし、更生保護施設を退所する時、親元に帰れなければ、住み込み就労先への転居か、アパートでの自立生活かを選択しなければならない。10代の若さと、非行の要因を抱えた彼らが職場で不適応を起こす可能性は高い。離職して住む場所を失い、蓄えのない状態で収入が途絶えた時、一時的にでも、親を頼ることができればよいが、それができなくて、再犯を犯す者は多い。

親に恨みを抱いている少年、子どもの非行に疲れて同居はさせられないと思っている親、この双方を結びつけ、関係を修復する援助が求められる。

#### ⑥集団力学活用の原理

更生保護施設には集団生活であることの弊害の心配が常につきまとう。悪風感染とか、いじめ、けんか等更生の妨げとなるものが発生する土壌がそこにある。そのストレスフルな状況から逃れるための無断外泊や無断退会もかなり生じている。

こうした集団生活のマイナス面を是正し、逆に集団の良い機能を用いて少年たちを援助しようというのが、集団援助技術（グループワーク）である。仲間意識の醸成とか、家庭的雰囲気形成を形成することができれば、施設は心休まる場所となることができる。

また、上記したマイナスの集団力学に対して、用意周到な対策を講じておくことは絶えず求められることである。日常生活の中での孤立を防いだり、陰で暴力が行われていないかとアンテナをはったり、集団の形成と動向の把握が求められる。

#### ⑦生活の快の原理

生活の快とは、生活を活性化させることであり、具体的には心身を活性化させ生理的な心地よさや心理的幸福感を実現することを意味する。

生活の中で、自己表現ができる機会があること、豊かなコミュニケーションの場・機会があること、室内での余暇や屋外での余暇を楽しむこと、教育・学習の機会があること、憩える場があることなどが求められる。

#### ⑧チームワークの原理

入所少年は職員をよく観察していて、規則に厳しい職員を敬遠して取り入りやすい職員を言いくるめて貸与金を引き出したりすることがある。厳父の役割と慈母の役割を職員間で分かち合うということであればそれも良いが、もし規則の遵守に関して職員間で食い違った見解が対立しているとすると、指導の効果を削ぐかもしれないし、少年に混乱を与えるかもしれない。

また、交代勤務の中で職員間の意思疎通が不十分であるとすると、少年たちの問題行動の発生を未然に防ぐチャンスを逸してしまうかもしれないし、職員に対する信頼を失うかもしれない。

上記した問題を生じさせないためにも、また、職員それぞれの抱く少年処遇の理念を実現するためにも、一人ひとりの少年に対する客観的なアセスメントと援助目標の共有、そして、効果的な援助活動の実施とその評価が求められる。それには、

ケアチームとしてのチームワークが不可欠であるといわなければならない。

### 3. 処遇の現状に関する知識

#### (1) 住環境について

改築等の大規模な施設整備がかなり行われ、居住環境としてはかなり改善されている。

例えば、個室の確保、あるいはそれに準じた二人部屋の整備など。

#### (2) 相談援助について

生活資源に関する情報提供は個別的になされているが、個別相談が生活場面面接だけにとどまっていたり、指導・指示型の説諭が中心となった面接でかえって少年との関係において不信感を根づかせてしまう場合も少なからずある。

#### (3) 処遇プログラムの提供について

援助が処遇者の勤にのみに頼っていて、個々のアセスメントに基づく個別処遇計画立案とその共有といったプロセスが不足している現状がある。また、手のかかる家族関係の修復に関する援助はファミリー・ケースワークの実施に到っていない。

効果的な個別カウンセリングは不足しており、不定期の生活場面面接でよしとしている現状がある。これは、夜間の職員がわずかひとりという体制の中では、致し方ないことである。

グループワークの実施は在園者集会や治療的ミーティングの中で取り入れられており、また、SSTも普及しつつある。

#### (4) 社会資源の活用について

協力雇用主の数が不足しているのは社会経済的な事情が反映しているのだが、もっと開拓されなければならない。BBSが協力して効果をあげているところもあるが、それもわずかである。これはBBSの力量不足によるところが大きい。

最近、処遇困難な少年のケースが増加しつつあるが、それに対しては心理職の専門家なり精神科医師によるコンサルティングを望む声がある。

#### (5) 処遇の理論的な枠組みについて

##### ① 更生保護ケースワークにおける「ダブルロール」

更生保護施設の職員ないし保護観察所の保護観察官は、権威主義的な態度と受容的な態度と相反する二つの役割を演じなければならない。その援助の原理を「ダブルロール」という概念で表し、ワーカーとしての技量を量るものとして考えられている。どちらかに偏れば、そこに職員と入所少年との間に種種の問題が生ずる。例

えば、少年の反発心を誘発したり、あるいは、統制力が弱まるといった問題である。

ただし、要養護性に着目すると、大人との信頼関係の形成が困難で権威的な態度は決して良い結果をもたらさないことが明白であるというケースも多くあり、時には、受容的な態度を職員間で申し合わせことも必要ではないか。しかし、更生保護という特殊な状況にあってどうしても権威的な態度をとりがちであるというのが実情である。

#### 4. 入所少年の変化を解読する技術

これまで、処遇構造の柱となる理念と、処遇の現状を考察した。次に、今後の処遇のモデルを構築するに当たり、柱とすべき援助技術を整理しなければならない。第一に入所少年の変化を絶えず解読する技術であり、第二に入所少年を変化させるための技術である。

まず、援助対象の把握、あるいは、アセスメントから始まりエバリュエーションに到るケースマネジメントに焦点を絞り、その援助技法を整理する。

##### (1) ケースマネジメント

少年のニーズと彼が活用できる社会資源を明らかにしてから、的確な援助計画を立てることがなければ、その後の援助過程において示すその少年の変化の意味付けを、迅速にしかも的確にすることはできない。まず、そうしたプロセスを尊重し、最初の段階における個別援助計画の立案に力を注がねばならない。

##### (2) 情報収集

ケースマネジメントにおいては、的確な情報収集が求められる。それには、関連機関との処遇連携が不可欠であり、単に書類上の連携ばかりでなく、ケース・カンファレンスの重要性も指摘する必要がある。

イ、書類上の情報交換と新たな面接

①少年院作成の身上調査書

②家庭裁判所作成の補導委託書

③保護観察所作成の保護観察事件調査書

ロ、生活歴における児童福祉施設との連携

ハ、日常の記録と職員間の情報の共有

ニ、ファミリーマップやエコマップ等による生活圏・行為圏の把握

##### (3) 継続的評価

少年院から社会復帰した大きな環境変化、集団生活における活発な相互作用、短期で経済的な面も含めた自立退会しなければならないという不安等を考慮しただけでも、

入所少年の心理的な変化はめまぐるしいことが想像できる。さらに、今後、少年の変化を促すプログラムを開発し、社会復帰に向けた援助を強化するならばなおさら、その変化は加速され、多様化する。いずれにしても、その変化を解読するべく、絶えず、情報収集を面接等によって行い、その変化を評価しなければならない。

## 5. 入所少年を変化させるための技術

処遇構造の最後の柱は、対象を変化させる技術である。それは、少年自身の成長を支持するものであり、あるいは、社会関係を調整してその不適合を是正するものである。更生保護事業法等の改正によって、入所少年らに対する社会復帰と改善更生のための処遇が委託されるようになり、この技術を用いた処遇プログラムが幅広く実践される日は近い。

### （1）信頼関係の樹立（ソーシャルワーク関係の樹立）

#### ①声掛けの仕方

「お前は云々…」といった、頭ごなしの決め付けた言い方は少年の反発心を招くことがある。もっと自分のことをわかった上でのことなら良いが、何もわかっちゃいないのに自分の考えを押し付けているだけではないかという感情が働くようである。こうした反応の傾向は、生育歴の中で、親や教師あるいは警察官等に自己否定のメッセージを送られ続けてきたこと、しかも、そうした大人たちは自分たちの話を親身になって聴いてくれなかったという経験に基づくと考えられる。

そうした経験をしてきた者に対しては、最大限、その少年の枠組みの中にはいっていき努力が求められる。そのためには、共感的理解に達するまで、ひたすら少年の声に耳を傾けるべきである。そのことによって、少年たちの心に「この人は自分たちに誠意に関心を向けてくれている」、「この人なら話を聞いてくれ、わかってくれる」、「この人なら信頼してよさそうだ」という安心感が芽生えるのであろう。

そうした信頼関係が成り立った上での助言や禁止ならば少年たちも耳を傾けるであろうが、援助者の側に、保護観察を受けている少年たちなのだから自分たちの注意・指導に従順であるべきだという意識で接している限り、良好な関係は成り立ち得ないと考えられる。

#### ②入所初期の関係づくり

担当制を考えるならば、入所初期に、各職員が面接をして少年とより適合する職員を選び出すというような重点面接期間を設けることが必要である。

個別処遇計画の立案に当たっては、入所初期のインテンシブな面接において、情報収集にとどまらず、情緒的な関係づくりを心がけるべきである。その関係、すなわち更生保護施設におけるソーシャルワーク関係こそが最も重要な社会資源としてかれらの立ち直りを助けるからである。

## (2) ケースマネジメント

もし新しい入所少年が児童福祉施設出身者であるならば、その頃の担当者とのコンタクトに労をさき、情報交換をすべきである。同様に、少年院出身者であれば、その分類統括の職員を通じて院内での個別処遇計画の実施結果の評価を聞いたり、入院以前の少年鑑別あるいは、家裁調査官等の調査結果の資料を収集すべきである。個々の少年に対して過去の生育歴にまで関心をもつことによって、援助者はその少年に愛着を感じ、また、少年はそれを感じ取って信頼するようになる。もちろん、科学的、総合的なアセスメントのための情報収集であり、その後の個別処遇計画が間違いないものとなることは言うまでもない。

そのためには処遇連携のための条件整備が必要となる。お互いの機関は、少年の幸福追求という点では目的をおなじくするものであり、それらを結びつけ、連続性のある一本のルールにしようとする試みである。従来は、福祉と更生保護、司法と行政、矯正と保護といった縦割りの仕組みの間をたらいまわしにされてきた少年たちに、一貫した援助を与えなければならない。

## (3) スルーケアとネットワーキング

上記した個別処遇計画立案のための機関連携は、通常時のケース研究会などを通じて、連携の必要性を互いに確認する場を必要とする。それがあってこそ、個々のケースに迅速な対応が可能になるからである。

更生保護施設の入所期間は平均すれば半年にもならない。その短い期間にできることは限られており、そのためにアフターケアのためのネットワークが望まれる。児童福祉の分野には児童自立生活援助事業が法内事業として生み出されている。更生保護の分野は、その性格上の制約の中で、協力雇用主との連携が退所後の大きな力になると考えられる。

そうした少年たちのスルーケアのネットワークを考えたとき、更生保護施設はその中で、どのような役割を果たすべきかということを改めて問い直すことが求められる。敬遠しがちな任意保護は、従来の処遇の流れの中では確かに依存心を高めるばかりで期待のような効果があがらなかった。しかし、今後の処遇モデルの中では、アフターケアの重要性から鑑みて、任意保護における処遇のあり方を検討すべきではなかろうか。

## (4) 家族関係の修復

家族関係の修復の可能性が少しでも有れば、それに最大限の配慮と労力を注ぎ込まなければならない。具体的には、家族ケースワーク、親子キャンプなどのイベントの開催、スモールステップの目標設定による一時帰宅等いろいろな試みがなされてよい。

#### (5) 各種療法 (処方型プログラム)

基本的な生活習慣の習得にかかわる日常的な指導にとどまらず、SST (生活技能訓練) のグループを形成したり、個別のSSTを実施することが望ましい。グループワークを導入して、社会性、主体性、協調性の発達を図ることも考えられる。

自己洞察力を高めるためには、カウンセリング、サイコドラマ、あるいは日記指導・作文指導などが活用されてよい。

虐待などによる心的外傷や乳幼児期のマターナル・ディプリベーションなどによる情緒的な問題を抱えるケースについては、精神科医や臨床心理士等のコンサルティングを用い、軽い発達障害に対しては、職員による綿密なコミュニケーションが図られる必要がある。

#### (6) 集団生活の維持管理

集団生活のマイナスの力を考慮し、危機的な場面が生じないように仲間関係の健全な発達を支援し、あるいは、グループワークを意図的に用いて受容的な雰囲気醸成に努めるべきである。

また、危機場面においては、そうした場合の対応力を持たねばならず、平常時に職員間の相互支援態勢や対処マニュアルづくりも必要となろう。

#### (7) 職業的な自立支援と社会化支援

就労経験は入所少年の社会化を助けるという効果をもつ。経済的な自立にばかり援助の目が向き勝ちであるが、少年において真の経済的な自立が即効的な処遇で達成されると考えることは、あまりに建前論なのではあるまいか。それよりも、今少年が求めていることは、発達障害の克服であり、社会関係技術である。換言すれば、少年のニーズは、職業的自立であるより、社会化にあり、ゆえに、要養護性に着目しなければならないのである。

そう考えると、余暇の過ごし方ということも大きな課題として浮かび上がってくる。すなわち、生活歴の中の余暇歴までもアセスメントし、それに基づいて教養面・余暇面の支援計画が立てられなければならない。もとより、犯罪者予防更生法第36条の補導援護の1号が「教養訓練の手段を助けること」と規定されている。

#### (8) 遵守事項を厳守させる指導

更生保護において、上記したような福祉的・教育的な処遇のみならず、社会防衛的な見地から遵守事項を守らせる処遇も求められている。それが、すなわち権威的な態度を職員にもたせる根拠となっている。

しかし、肩肘張って指導に固執すると逆効果となることは誰でも経験的にわかっていることである。家庭において、豊かな愛情をもった父親でも厳しい父親の役割を取るように、施設においても、同様に、厳しいけれど本気で責任をもとうとする愛情を

伝えなければならない。それができてこそその専門援助者ではあるまいか。

## 6. 福祉的・教育的処遇を評価するための技術

### (1) ゴール設定に応じた評価

更生保護のゴールを再犯防止におくのであれば、その処遇の効果は再犯率で測られる。また、そのゴールを社会的な自立におくのであれば、そのための評価尺度を必要とする。前者については、かつて行われた「成り行き調査」のようなものが可能であるのか検討を要する。

後者については、児童福祉の分野で開発された、「社会的自立」の尺度の有効性が検証されなければならない。これについては、平成13年度から始まった当該研究において、更生保護施設立正園が研究課題としたので、その結果を楽しみに待ちたい。

また、処遇連携の視点からは処遇の一貫性について評価することも求められるであろう。

このように、評価に関する技術の開発はまだ始まったばかりである。

### (2) 更生保護施設における処遇の基準の新設

この度の更生保護事業法等の改正では、更生保護施設における処遇の基準の新設が規定された。従来の「更生保護事業における処遇及び設備並びに幹部職員の資格又は経験に関する規則」が大変大雑把な内容にとどまっていたが、今後は細かい基準が設けられることになる。当然、その基準に添った処遇がなされているかどうかの評価されることになり、大いに期待される。

### (3) 既に行われている評価の試み

立正園は、福祉的・教育的処遇に関して先駆的に事業を展開しており、その過程で独自に評価の試みを行ってきた。入所少年に対して、「P-Fスタディ青年用」を、入園3ヶ月未満、3ヶ月以上と二回実施し、その変化を読み取る。また、親子キャンプの実施後には、感想文からその効果を読み取る。さらに、退園1ヶ月以内の者に質問紙による調査を実施している。

また、親に対しては、エゴグラムを、入園3ヶ月未満と入園中に2度実施して、その変化を読み取る。さらに、親に対しても、親子キャンプの後、あるいは退園後の質問紙調査を同様に実施している。

14

## おわりに

筆者は、社会福祉と分野を異にする更生保護事業における処遇モデルを構想するにあたって、社会福祉学の理念・原理や方法論を用いた。未だ、共通言語として普及し

ていない用語もあり、更生保護の分野の方々にとってやや難解とみられるかもしれない。そうしたことを今後は正しながら、すべての更生保護事業に携わる人々に伝達可能な分かりやすいモデルをともに構築したい。

平成13年度に開始した当該研究の報告書はこの小論が発表される頃にまとめあがることになる。わずか2年の研究の報告書であるから、十分な成果を発表するというものではないであろう。しかし、処遇連携を志向し、福祉畑の実践家も参加している。この研究は法改正に合わせて立ち上げられ、制度の変わり目に位置している意義は限りなく大きいと思う。筆者の試みが、その研究の一助になるばかりでなく、新しい制度の中身づくりに貢献できれば幸いである。そして、非行少年にとって最後の砦として頼もしい存在に、更生保護施設がなってくれることを切に望むものである。

## 注

- 1) 沢登俊雄『犯罪者処遇制度論 (上)』大成出版、1975,pp.2-10。紹介されていた研究は、昭和46年に、「少年法制に関与する諸機関の運用状況に対する調査（文部省科学研究助成による調査）」であり、7名の実務家を含めた21名の研究者による面接調査で行われていた。
- 2) 拙稿「家庭崩壊の非行児に関する生活史研究」（淑徳大学『淑徳社会福祉研究』第2号所収）1994. pp.29-41
- 3) 拙稿「更正保護施設入所少年に関する処遇モデル」（『更生保護施設入所少年等に対する処遇連携に関する調査研究事業（中間報告書）』更生保護法人全国更生保護法人連盟）、2001. 3. pp.22-28
- 4) 拙稿、前掲書、1994.
- 5) 拙稿「児童福祉施設における児童の権利の一考察」（淑徳大学『淑徳社会福祉研究』第3号所収）1995. p.28
- 6) 鈴木昭一郎「更生保護における福祉的展開」（『更生保護』1976. p.17）
- 7) 伊福部舜児「保護観察と少年の人権」（法学セミナー増刊『少年非行』日本評論社、1984. pp.164-165）
- 8) 沢登俊雄、前掲書、p.5